

Q6-1:台湾の人事労務関連の施行法令について

台湾において最も重要な労働関係の法律は労働条件の最低基準を定め、労働者の権利を保障し、労使関係を強化して、社会と経済の発展を促進するため制定された「労働基準法」であり、雇用者と労働者との間で定めた労働条件は、労働基準法に定める最低基準を下回ることはできません。

その他重要な法規としては、労使関係の三法規（「労働組合法」、「団体協約法」、および「労使争議処理法」）が挙げられますが、実際には主に大企業または国営企業において労働組合が組織される傾向にあり、多くの企業は労働組合を設けていません。

また、上述の法規のほかに、人事労務関連の法規として「労働基準法施行細則」、「大量解雇労働者保護法」、「性別就業平等法」、「就業服務法」、「労働者休暇規則」、「労使会議実施弁法」、「労働者退職金条例」、「労働者福利金条例」、「全民健康保険法」、「労働者保険条例」、「労働者安全衛生法」などがあります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。